

堺市公報 第62号	平成31年 3月15日発行
<b>堺市公報</b>	発行 堺市(総務局行政部法制文書課) 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<規則>

- 堺市廃棄物処理施設及び汚染土壌処理施設に係る専門委員規則の一部を改正する規則  
【環境局環境保全部環境対策課】…………… 2

<告示>

- 堺市市税条例に基づく寄附金税額控除の対象とする寄附金の指定について  
【財政局税務部税制課】…………… 3
- 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請  
【環境局環境保全部環境対策課】…………… 3
- 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請  
【環境局環境保全部環境対策課】…………… 9
- 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の構造等の変更許可申請  
【環境局環境保全部環境対策課】…………… 16
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定について  
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】…………… 21
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定について  
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】…………… 23
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定について  
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】…………… 24
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定について  
【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】…………… 25
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止について  
【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】…………… 26
- 道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について  
【建設局土木部路政課】…………… 26

<公告>

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について  
【産業振興局商工労働部商業流通課】……………29

○都市計画法に基づく工事の完了について  
【建築都市局開発調整部宅地安全課】……………30

○都市計画法に基づく工事の完了について  
【建築都市局開発調整部宅地安全課】……………30

○都市計画法に基づく工事の完了について  
【建築都市局開発調整部宅地安全課】……………31

○都市計画法に基づく工事の完了について  
【建築都市局開発調整部宅地安全課】……………31

○都市計画法に基づく工事の完了について  
【建築都市局開発調整部宅地安全課】……………32

＜上下水道局管理規程＞

○堺市上下水道事業出納取扱金融機関等公金取扱規程の一部を改正する規程  
【上下水道局総務部経理課】……………32

＜教育委員会公告＞

○堺市教育文化センターのプラネタリウムに係る平成31年度の臨時休館日について  
【教育委員会事務局学校教育部教育センター】……………33

**規 則**

堺市廃棄物処理施設及び汚染土壌処理施設に係る専門委員規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月15日

堺市長 竹山修身

堺市規則第5号

堺市廃棄物処理施設及び汚染土壌処理施設に係る専門委員規則の  
一部を改正する規則

堺市廃棄物処理施設及び汚染土壌処理施設に係る専門委員規則（平成16年規則第72号）の一部を次のように改正する。

第3条中「学識経験」を「専門的知識」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

堺市告示第73号

堺市市税条例（昭和41年条例第3号）第17条第2項第3号に規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金として、平成31年1月1日以後に支出される次の法人に対する寄附金を指定したので、同条例第17条の2第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成31年3月15日

堺市長 竹山修身

法人の名称	法人の所在地
公益社団法人 大阪交響楽団	堺市堺区北花田口町三丁1番15号

堺市告示第74号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により、その概要を次の1のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次の2のとおり縦覧に供する。

平成31年3月15日

堺市長 竹山修身

1 申請の概要

(1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

森田化学工業株式会社

代表取締役社長 森田 康夫  
大阪府中央区久太郎町四丁目1番3号

- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
森田化学工業株式会社 堺事業所  
堺市西区築港新町三丁27番

(3) 特定施設に関する事項

ア 種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1 27号ヌ 廃ガス洗浄  
施設 2基

イ 能力

別表1のとおり

ウ 工事の着手及び完成並びに使用開始の予定年月日

別表1のとおり

エ 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間

別表1のとおり

オ 使用時間の季節的変動

別表1のとおり

カ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常  
の値及び最大の値

別表1のとおり

キ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常  
の量及び最大の量

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

ア 使用開始年月日

別表2のとおり

イ 種類、構造及び能力並びに汚水等の処理の方法

別表2のとおり

ウ 使用時間の間隔、1日当たりの使用時間及び使用時間の季節的変動

別表2のとおり

エ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等  
の汚染状態の通常  
の値及び最大の値

別表2のとおり

オ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等  
の1日  
当たりの通常  
の量及び最大の量

別表2のとおり

- (5) 排出水の汚染状態及び量  
別表3のとおり

## 2 縦覧の期間及び場所

### (1) 期間

平成31年3月15日から平成31年4月5日まで  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

### (2) 時間

午前9時から午後5時30分まで

### (3) 場所

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館4階  
堺市環境局環境保全部環境対策課

別表1

種類	27号又 廃ガス洗浄施設 1基 (EL-502)		27号又 廃ガス洗浄施設 1基 (EL-503)	
	通常	最大	通常	最大
能力	循環液 90~98% H <sub>2</sub> SO <sub>4</sub> 循環液量 (H <sub>2</sub> SO <sub>4</sub> ) 7m <sup>3</sup> /hr	—	廃ガス処理量 15m <sup>3</sup> /min 循環液量 (水) 2m <sup>3</sup> /hr	—
工事着手予定年月日	許可後	—	許可後	—
工事完成予定年月日	着手後	—	着手後	—
使用開始予定年月日	完成後	—	完成後	—
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間、24時間/日	—	24時間、24時間/日	—
使用時間の季節的変動	特になし	—	特になし	—
使用時において 当該特定施設 から排出される 汚水等の汚染 状態の通常の 値及び最大の値	区分	単位	通常	最大
	水素イオン濃度	—	5~6	4~6
	生物化学的酸素要求量	mg/l	—	—
	化学的酸素要求量	mg/l	—	—
	浮遊物質	mg/l	—	—
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/l	—	—
	窒素含有量	mg/l	—	—
	リン含有量	mg/l	—	—
	大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	—	—
	ふっ素及びその化合物	mg/l	—	—
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量	0.08	m <sup>3</sup> /日	0.6	0.5

別表2

使用開始年月日		昭和48年2月1日				
種類		No.1 排水処理施設				
構造		鉄筋コンクリート製及び鉄板製				
能力		3,470 m <sup>3</sup> /日				
汚水等の処理の方法		中和 凝集沈殿 ろ過				
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		連続、24時間				
使用時間の季節的変動		特になし				
使用時における 当該汚水等の 処理施設による 処理前及び処理 後の汚水等の 汚染状態の通 常の値及び最大 の値	区分	単位	通常		最大	
	水素イオン濃度	-	処理前 2.2~2.7	処理後 6.2~8.0	処理前 1.8	処理後 6.0~8.2
	生物化学的酸素要求量	mg/l	22	11	32	16
	化学的酸素要求量	mg/l	14	13	22	20
	浮遊物質	mg/l	414	15	639	23
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/l	0.7	N.D.	1.3	N.D.
	窒素含有量	mg/l	14	12	38	37
	リン含有量	mg/l	35	1.2	71	2.5
	大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	—	—	—	—
	ふっ素及びその化合物	mg/l	692	14	1,050	15
	使用時における当該汚水等の処理施設による処理 前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常の量及 び最大の量	m <sup>3</sup> /日	2,220	2,800		

別表3

排水口名 項目	単位	No.1	
		通常	最大
水素イオン濃度	-	6.2~8.0	6.0~8.0
生物化学的酸素要求量	mg/l	10	15
化学的酸素要求量	mg/l	13	20
浮遊物質	mg/l	13	20
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/l	N.D.	N.D.
窒素含有量	mg/l	10	30
磷含有量	mg/l	1	2
大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	-	-
ふっ素及びびその化合物	mg/l	12	13
排水水の量	m <sup>3</sup> /日	2,570	3,470



## 堺市告示第75号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により、その概要を次の1のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次の2のとおり縦覧に供する。

平成31年3月15日

堺市長 竹山修身

## 1 申請の概要

## (1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

堺化学工業株式会社

代表取締役社長 矢部 正昭

堺市堺区戎島町五丁2番地

## (2) 工場又は事業場の名称及び所在地

堺化学工業株式会社 堺事業所

堺市堺区戎島町五丁1番地

## (3) 特定施設に関する事項

## ア 種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1 27号イ ろ過施設  
6基

同表 27号ロ 遠心分離機 2基

## イ 能力

別表1のとおり

## ウ 工事の着手及び完成並びに使用開始の予定年月日

別表1のとおり

## エ 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間

別表1のとおり

## オ 使用時間の季節的変動

別表1のとおり

## カ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値

別表1のとおり

キ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常量及び最大量

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

ア 使用開始年月日

別表2のとおり

イ 種類、構造及び能力並びに汚水等の処理の方法

別表2のとおり

ウ 使用時間の間隔、1日当たりの使用時間及び使用時間の季節的変動

別表2のとおり

エ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値

別表2のとおり

オ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量

別表2のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成31年3月15日から平成31年4月5日まで  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(2) 時間

午前9時から午後5時30分まで

(3) 場所

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館4階  
堺市環境局環境保全部環境対策課

別表1

種類	27号口 遠心分離機 (No.141)		27号口 遠心分離機 (No.142)		27号いろ過施設 (No.143)		27号いろ過施設 (No.144)	
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
能力	3m <sup>3</sup> /時		3m <sup>3</sup> /時		総ろ過容量75L		総ろ過容量1600L	
工事着手予定年月日	許可後		許可後		許可後		許可後	
工事完成予定年月日	着工後14日		着工後14日		着工後14日		着工後14日	
使用開始予定年月日	完成後		完成後		完成後		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	連続24時間		連続24時間		連続24時間		連続24時間	
使用時間の季節的変動	なし		なし		なし		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の状態の通常値及び最大の値	区分	単位	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度	-	-	-	-	-	7.4	7.4
	生物化学的酸素要求量	mg/l	-	-	-	-	22	22
	化学的酸素要求量	mg/l	-	-	-	-	36	36
	浮遊物質	mg/l	-	-	-	-	22	22
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/l	-	-	-	-	N.D.	N.D.
	窒素含有量	mg/l	-	-	-	-	1	1
磷含有量	mg/l	-	-	-	-	N.D.	N.D.	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常値及び最大の値	m <sup>3</sup> /日	0	0	0	0	0	32.5	37.5

種類	27号いろ過施設 (No.145)		27号いろ過施設 (No.146)		27号いろ過施設 (No.147)		27号いろ過施設 (No.148)	
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
能力	総ろ過容量1600L		90m <sup>3</sup> /日		90m <sup>3</sup> /日		10m <sup>3</sup> /ロット	
工事着手予定年月日	許可後		許可後		許可後		許可後	
工事完成予定年月日	着工後14日		着工後14日		着工後14日		着工後14日	
使用開始予定年月日	完成後		完成後		完成後		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	連続24時間		連続24時間		連続24時間		連続24時間	
使用時間の季節的変動	なし		なし		なし		なし	
使用時において 当該特定施設 から排出される 汚水等の汚染 状態の通常 値及び最大の値	区分	単位	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度	-	7.4	7.4	7	9	7	9
	生物化学的酸素要求量	mg/l	22	22	10	20	10	20
	化学的酸素要求量	mg/l	36	36	15	30	15	30
	浮遊物質	mg/l	22	22	50	100	50	100
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/l	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
	窒素含有量	mg/l	1	1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
磷含有量	mg/l	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常値及び最大の値		m <sup>3</sup> /日	32.5	37.5	70	90	70	90
							110	220

別表2

使用開始年月日	昭和63年2月3日	平成33年12月1日			
種類	局所排水処理施設 (S-2)	BOD処理施設 (S-3)			
構造	鋼鉄製	コンクリート製及び鋼鉄製			
能力	2,000 m <sup>3</sup> /日	1,700 m <sup>3</sup> /日			
汚水等の処理の方法	浮上分離、中和、沈殿	接触曝気、凝集沈殿			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	連続24時間	連続24時間			
使用時間の季節的変動	なし	なし			
使用時における 当該汚水等の 処理施設による 処理前及び処理 後の汚水等の 汚染状態の通 常の値及び最大 の値	区分	通常	最大	通常	最大
	単位	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
	水素イオン濃度	6~10	7~8	6~10	7~8
	生物化学的酸素要求量	31	28	535	481
	化学的酸素要求量	13	11	97	87
	浮遊物質	15	14	89	80
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	1	0.9	8.1	7.3
	窒素含有量	3.2	3.2	22	22
	燐含有量	0.5	0.3	1	0.5
	亜鉛含有量	0.1	0.1	19	17
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量	962	1047	1102	1198	

使用開始年月日	昭和63年2月3日						
種類	総合排水処理施設 (S-4)						
構造	コンクリート製及び鉄製						
能力	10,000 m <sup>3</sup> /日						
汚水等の処理の方法	中和、凝集沈殿						
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間						
使用時間の季節的変動	なし						
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区分	単位	通常		最大		
	水素イオン濃度	-	処理前	処理後	処理前	処理後	
	生物化学的酸素要求量	mg/l	5~9	7.5~7.8	5~10	7.0~8.0	
	化学的酸素要求量	mg/l	6.8	6.8	20	17	
	浮遊物質	mg/l	15	12	23	18	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/l	33	7	162	19	
	窒素含有量	mg/l	0.2	0.2	1.2	0.7	
	燐含有量	mg/l	3.2	3.7	18	18	
	鉛及びその化合物	mg/l	0.05	0.05	0.23	0.23	
	亜鉛含有量	mg/l	N.D.	N.D.	0.1	0.1	
	溶解性マンガン含有量	mg/l	0.1	0.1	3.6	0.8	
	使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常値及び最大の値		m <sup>3</sup> /日	4700.2		6186.4	

別表3

排水口名 項目	単位	No.1		No.2		No.3	
		通常	最大	通常	最大	通常	最大
水素イオン濃度	-	7.5~7.8	7.0~8.0				
生物化学的酸素要求量	mg/l	6.8	17				
化学的酸素要求量	mg/l	12	18				
浮遊物質	mg/l	7	19				
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/l	0.2	0.7				
窒素含有量	mg/l	3.7	18				
磷含有量	mg/l	0.05	0.23				
鉛及びその化合物	mg/l	N.D.	0.1				
亜鉛含有量	mg/l	0.1	0.8				
溶解性マンガン含有量	mg/l	0.1	0.15				
排水の量	m <sup>3</sup> /日	4700.2	6186.4	8.2	8.2	-	-

雨水専用

公共下水道

## 堺市告示第76号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項に規定する特定施設の構造等の変更に係る許可の申請があったので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定により、その概要を次の1のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次の2のとおり縦覧に供する。

平成31年3月15日

堺市長 竹山修身

## 1 申請の概要

## (1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

堺化学工業株式会社

代表取締役社長 矢部 正昭

堺市堺区戎島町五丁2番地

## (2) 工場又は事業場の名称及び所在地

堺化学工業株式会社 堺事業所

堺市堺区戎島町五丁1番地

## (3) 特定施設に関する事項

## ア 種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1 27号イ ろ過施設  
2基

## イ 能力

別表1のとおり

## ウ 工事の着手及び完成並びに使用開始の予定年月日

別表1のとおり

## エ 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間

別表1のとおり

## オ 使用時間の季節的変動

別表1のとおり

## カ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の数値及び最大の数値

別表1のとおり

## キ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の数値及び



最大の量

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

ア 使用開始年月日及び使用開始予定年月日

別表2のとおり

イ 種類、構造及び能力並びに汚水等の処理の方法

別表2のとおり

ウ 使用時間の間隔、1日当たりの使用時間及び使用時間の季節的変動

別表2のとおり

エ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の数値及び最大の数値

別表2のとおり

オ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常の数値及び最大の数値

別表2のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成31年3月15日から平成31年4月5日まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(2) 時間

午前9時から午後5時30分まで

(3) 場所

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館4階

堺市環境局環境保全部環境対策課

別表1

種類	27号いろ過施設 (No.90)			27号いろ過施設 (No.91)		
	変更前	変更後	変更前	変更前	変更後	変更後
変更前後の区分	33m <sup>3</sup> /日	同左	60m <sup>3</sup> /日	同左	同左	同左
能力	既設	同左	既設	既設	同左	同左
工事着手予定年月日	既設	同左	既設	既設	同左	同左
工事完成予定年月日	既設	許可後	既設	既設	許可後	許可後
使用開始予定年月日	連続24時間	同左	連続24時間	連続24時間	同左	同左
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	なし	同左	なし	なし	同左	同左
使用時間の季節的変動	なし	同左	なし	なし	同左	同左
区分	単位	通常	最大	通常	最大	通常
水素イオン濃度	-	7	8	7	8	7
生物学的酸素要求量	mg/l	100	300	100	300	100
化学的酸素要求量	mg/l	20	50	20	50	20
浮遊物質	mg/l	5	10	5	10	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/l	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
窒素含有量	mg/l	1	3	1	3	1
燐含有量	mg/l	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
亜鉛含有量	mg/l	0	0	0	0	0
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量	m <sup>3</sup> /日	0	9.7	0	19.4	0
		0	0	0	30	0
		0	0	0	0	60

別表2

変更前後の区分 使用開始年月日又は使用開始予定年月日 種類 構造 能力 汚水等の処理の方法 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間 使用時間の季節的変動	変更前		変更後			
	昭和63年2月3日 総合排水処理施設 (S-4) コンクリート製及び鉄製 10,000 m <sup>3</sup> /日 中和、凝集沈殿 24時間 なし	昭和63年2月3日 総合排水処理施設 (S-4) コンクリート製及び鉄製 10,000 m <sup>3</sup> /日 中和、凝集沈殿 24時間 なし	許可後	同左	同左	
区分	通常	最大	通常	最大	単位	
使用時における 当該汚水等の 処理施設による 処理前及び処理 後の汚水等の 汚染状態の通 常の値及び最大 の値	水素イオン濃度	5~9	5~10	5~9	5~10	-
	生物化学的酸素要求量	7.4	19	7	17	mg/l
	化学的酸素要求量	16	22	12	18	mg/l
	浮遊物質	35	184	8	19	mg/l
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	0.2	1	0.2	0.7	mg/l
	窒素含有量	3.7	18	3.7	18	mg/l
	燐含有量	0.05	0.23	0.05	0.23	mg/l
	鉛及びその化合物	N.D.	0.1	N.D.	0.1	mg/l
	亜鉛含有量	0.1	3.6	0.1	0.8	mg/l
	溶解性マンガン含有量	0.1	0.18	0.1	0.15	mg/l
	使用時における当該汚水等の処理施設による処理 前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常の量及 び最大の量	3966.8	5203	4700.2	6186.4	m <sup>3</sup> /日

別表3

排水口名 変更前後の区分 項目	単位	No.1				No.2		No.3			
		変更前		変更後		通常	最大	通常	最大		
		通常	最大	通常	最大						
水素イオン濃度	-	7.5~7.8	7.0~8.0	7.5~7.8	7.0~8.0	公共下水道	雨水専用	-			
生物化学的酸素要求量	mg/l	7	17	6.8	17						
化学的酸素要求量	mg/l	12	18	12	18						
浮遊物質	mg/l	8	19	7	19						
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/l	0.2	0.7	0.2	0.7						
窒素含有量	mg/l	3.7	18	3.7	18						
燐含有量	mg/l	0.05	0.23	0.05	0.23						
鉛及びその化合物	mg/l	N.D.	0.1	N.D.	0.1						
亜鉛含有量	mg/l	0.1	0.8	0.1	0.8						
溶解性マンガ含有量	mg/l	0.1	0.15	0.1	0.15						
排出水の量	m <sup>3</sup> /日	39666.8	5203	4700.2	6186.4				8.2	8.2	-

堺市告示第77号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者として指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

平成31年3月15日

堺市長 竹山修身

介護保険事業所番号	2776103174
事業所名称	支援センター安堵
事業所所在地	堺市中区新家町528番地1美爽健ビル1
指定の申請者	株式会社 a n d
主たる事務所の所在地	堺市中区新家町528番地1美爽健ビル1
代表者名	福田 洋介
指定年月日	平成31年1月1日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776401669
事業所名称	スイトピー訪問介護ステーション
事業所所在地	堺市南区和田東1001-3
指定の申請者	合同会社K o k o u s
主たる事務所の所在地	堺市堺区向陵西町二丁2-3
代表者名	河上 俊之
指定年月日	平成31年1月1日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776401677
事業所名称	ヘルパーステーションみらいサポート
事業所所在地	堺市南区竹城台四丁1番5号C-2F
指定の申請者	合同会社みらい
主たる事務所の所在地	河内長野市南花台三丁目6番40-506号
代表者名	関戸 文子
指定年月日	平成31年1月1日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2766590307
事業所名称	結び訪問看護ステーション
事業所所在地	堺市北区北花田町三丁33番地16-203
指定の申請者	株式会社ニューシップ結び
主たる事務所の所在地	堺市北区北花田町三丁33番地16-203
代表者名	島本 まどか
指定年月日	平成31年1月1日
サービスの種類	訪問看護

介護保険事業所番号	2776003580
事業所名称	介護付有料老人ホームゆうあい
事業所所在地	堺市堺区七道東町179-1
指定の申請者	株式会社ライフメイト
主たる事務所の所在地	堺市堺区綾之町東一丁3番32号
代表者名	小川内 桂太
指定年月日	平成31年1月1日
サービスの種類	特定施設入居者生活介護

介護保険事業所番号	2776502706
事業所名称	短期入所者生活介護やすらぎの郷北花田
事業所所在地	堺市北区常盤町三丁13番5号
指定の申請者	社会福祉法人健徳会
主たる事務所の所在地	堺市北区常盤町三丁13番5号
代表者名	藤井 邦彦
指定年月日	平成31年1月1日
サービスの種類	短期入所生活介護

介護保険事業所番号	2776103166
事業所名称	ヘルパーステーション ゆー
事業所所在地	堺市中区深井東町3157番地 セントポーリア奥田 南館307号
指定の申請者	株式会社YU
主たる事務所の所在地	堺市中区深井東町349番地25
代表者名	花木 豊
指定年月日	平成31年1月1日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776302867
事業所名称	楓
事業所所在地	堺市西区浜寺石津町中四丁9番22号 石津マンション1階3号
指定の申請者	川口 友己
主たる事務所の所在地	堺市西区浜寺石津町中四丁9番22号 石津マンション1階3号
代表者名	川口 友己
指定年月日	平成31年1月1日
サービスの種類	訪問介護

堺市告示第78号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の2第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者として指定したので、同法第115条の10第1号の規定により告示する。

平成31年3月15日

堺市長 竹山修身

介護保険事業所番号	2766590307
事業所名称	結び訪問看護ステーション
事業所所在地	堺市北区北花田町三丁33番地16-203
指定の申請者	株式会社ニューシップ結び
主たる事務所の所在地	堺市北区北花田町三丁33番地16-203
代表者名	島本 まどか
指定年月日	平成31年1月1日
サービスの種類	介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	2776502706
事業所名称	短期入所者生活介護やすらぎの郷北花田
事業所所在地	堺市北区常盤町三丁13番5号
指定の申請者	社会福祉法人健徳会

主たる事務所の所在地	堺市北区常盤町三丁13番5号
代表者名	藤井 邦彦
指定年月日	平成31年1月1日
サービスの種類	介護予防短期入所生活介護

堺市告示第79号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者として指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

平成31年3月15日

堺市長 竹山修身

介護保険事業所番号	2796400204
事業所名称	じゅえる デイサービス
事業所所在地	堺市南区豊田1536番1
指定の申請者	株式会社ジュエル
主たる事務所の所在地	堺市中区平井238番地5
代表者名	岡田 亮子
指定年月日	平成31年1月1日
サービスの種類	地域密着型通所介護

介護保険事業所番号	2796100234
事業所名称	メディカルリハビリテーション だんない
事業所所在地	堺市中区小阪711-5
指定の申請者	株式会社クリエイト物流
主たる事務所の所在地	岸和田市箕土路町一丁目11番11号
代表者名	岩城 茂
指定年月日	平成31年1月1日
サービスの種類	地域密着型通所介護



堺市告示第80号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成31年3月15日

堺市長 竹山修身

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
一般社団法人 あいり	就労継続支援（B型）	あいりぽけっと	大阪府堺市北区南花田町568-1	平成31年3月1日
株式会社 ウェルネス	居宅介護	ヘルパーステーション桜	大阪府堺市西区鳳北町四丁221-5 エステート朝日203号室	平成31年3月1日
株式会社 ウェルネス	重度訪問介護	ヘルパーステーション桜	大阪府堺市西区鳳北町四丁221-5 エステート朝日203号室	平成31年3月1日
株式会社 ワンリンク	生活介護	ワンリンク生活介護事業所	大阪府堺市堺区翁橋町一丁1番1号 ミナルコビル1階101号室	平成31年3月1日
株式会社 幸寿苑	居宅介護	訪問介護ステーションらくらく幸寿苑くすのき	大阪府堺市堺区楠町一丁3番20号	平成31年3月1日
株式会社 幸寿苑	重度訪問介護	訪問介護ステーションらくらく幸寿苑くすのき	大阪府堺市堺区楠町一丁3番20号	平成31年3月1日
合同会社 まい	共同生活援助	フレンドリー深井	大阪府堺市中区深井北町3200番地2	平成31年3月1日
特定非営利活動法人 堺西自立支援センター	就労継続支援（B型）	もとまちジョブ	大阪府堺市西区浜寺元町二丁173番	平成31年3月1日
特定非営利活動法人 明	生活介護	百舌鳥あつたか	大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町二丁94番1	平成31年3月1日

堺市告示第81号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成31年3月15日

堺市長 竹山修身

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	廃止年月日
株式会社 c l a u d i a	居宅介護	きらさんケアサー ビス	大阪府堺市西区浜寺南 町三丁8番地5 ヒル ズ浜寺南A-3	平成31年2月 28日
株式会社 c l a u d i a	重度訪問介護	きらさんケアサー ビス	大阪府堺市西区浜寺南 町三丁8番地5 ヒル ズ浜寺南A-3	平成31年2月 28日
株式会社 c l a u d i a	同行援護	きらさんケアサー ビス	大阪府堺市西区浜寺南 町三丁8番地5 ヒル ズ浜寺南A-3	平成31年2月 28日
エルケア 株式 会社	居宅介護	エルケア株式会社 エルケア深井ケア センター	大阪府堺市中区深井清 水町4022番2 淀川深井 ビル2号館	平成31年2月 28日
エルケア 株式 会社	重度訪問介護	エルケア株式会社 エルケア深井ケア センター	大阪府堺市中区深井清 水町4022番2 淀川深井 ビル2号館	平成31年2月 28日
エルケア 株式 会社	同行援護	エルケア株式会社 エルケア深井ケア センター	大阪府堺市中区深井清 水町4022番2 淀川深井 ビル2号館	平成31年2月 28日

堺市告示第82号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のよう  
に変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧  
に供する。

平成31年3月15日

堺市長 竹山修身

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
豊田5号線	南区豊田1552番地先	旧	7.50	12.80	(ト0072)
			8.80		
	南区豊田1552番地先	新	5.65	12.80	
			7.55		

**公 告**

## 堺市公告第149号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局商工労働部商業流通課及び市政情報センターにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局商工労働部商業流通課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

平成31年3月15日

堺市長 竹山修身

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
山陽マルナカ堺店  
堺市堺区山本町1丁18番1他
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
株式会社山陽マルナカ  
代表取締役 宮宇地 剛  
岡山県岡山市南区平福一丁目305番地の2
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 4 変更年月日  
平成30年2月1日
- 5 届出年月日

平成31年2月28日

堺市公告第150号

~~~~~

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年3月15日

堺市長 竹山修身

- 1 開発区域  
堺市東区南野田390番1及び390番3、西野529番2並びに地先里道
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府堺市東区西野423番地1  
池崎 登規

~~~~~

堺市公告第151号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年3月15日

堺市長 竹山修身

- 1 開発区域  
堺市堺区田出井町698番121及び698番183から698番193まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪市中央区西心齋橋二丁目12-22朝日プラザ心齋橋1307号  
有限会社ミノリホーム  
取締役 林 成光

~~~~~

堺市公告第152号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年3月15日

堺市長 竹山修身

- 1 開発区域  
堺市東区野尻町270番3及び270番7から270番20まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都千代田区大手町一丁目3番2号  
住友林業株式会社  
代表取締役 市川 晃

~~~~~

堺市公告第153号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年3月15日

堺市長 竹山修身

- 1 開発区域  
堺市美原区平尾2509番1及び2509番4から2509番8まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
兵庫県尼崎市東難波町五丁目6番9号  
ファースト住建株式会社  
代表取締役 中島 雄司

堺市公告第154号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年3月15日

堺市長 竹山修身

1 開発区域

堺市北区金岡町1376番2、1377番2、1377番4、1377番20、1382番1、1382番2及び1382番6から1382番8まで並びに地先水路

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市生野区小路東三丁目10番13号  
株式会社万代  
代表取締役 阿部 秀行

## 上下水道局管理規程

堺市上下水道事業出納取扱金融機関等公金取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

平成31年3月15日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

堺市上下水道局管理規程第1号

堺市上下水道事業出納取扱金融機関等公金取扱規程の一部を改正する規程

堺市上下水道事業出納取扱金融機関等公金取扱規程（平成19年上下水道局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第10条各号列記以外の部分中「公金収納票」を「堺市上下水道事業公金収納票」に改め、



同条第2号中「うえ」を「上」に、「公金収納票」を「堺市上下水道事業公金収納票」に、「公金領収書」を「堺市上下水道事業公金領収書」に改め、同条第3号中「公金収納票」を「堺市上下水道事業公金収納票」に、「公金領収書」を「堺市上下水道事業公金領収書」に改める。

第12条、第25条及び第26条中「翌営業日」を「翌々営業日」に改める。

第28条中「翌月7日」を「作成し、翌月の第5営業日」に改める。

第29条第1項中「毎月10日（休日のあるときは翌営業日）」を「毎月末日まで」に改める。

様式第4号中「堺市上下水道局出納取扱金融機関」を「堺市上下水道事業出納取扱金融機関」に、「堺市上下水道局収納取扱金融機関」を「堺市上下水道事業収納取扱金融機関」に改める。

様式第10号及び様式第11号中「堺市上下水道事業出納員」を「堺市上下水道事業企業出納員」に改める。

#### 附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

## 教育委員会公告

### 堺市教育委員会公告第1号

堺市教育文化センター条例（平成5年条例第33号）第27条第1項第2号の規定に基づき、堺市教育文化センターのプラネタリウムに係る平成31年度の臨時休館日を指定管理者が定めたので、同条第2項において準用する同条例第26条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年3月15日

堺市教育委員会  
教育長 中谷省三

- 1 臨時休館日 平成31年4月23日（火）、4月24日（水）  
5月14日（火）  
6月25日（火）  
7月9日（火）、7月10日（水）  
9月3日（火）、9月17日（火）  
10月15日（火）

11月19日 (火)  
12月10日 (火)、12月11日 (水)  
平成32年 1月14日 (火)、1月15日 (水)  
3月10日 (火)、3月11日 (水)

- 2 臨時休館の理由 プラネタリウム番組組込み  
プラネタリウム・天文台定期メンテナンス
- 3 備 考 平成31年 7月13日 (土) 及び平成32年 1月26日 (日) は、イベント開催のため、一般投影は実施しない。